

参考資料

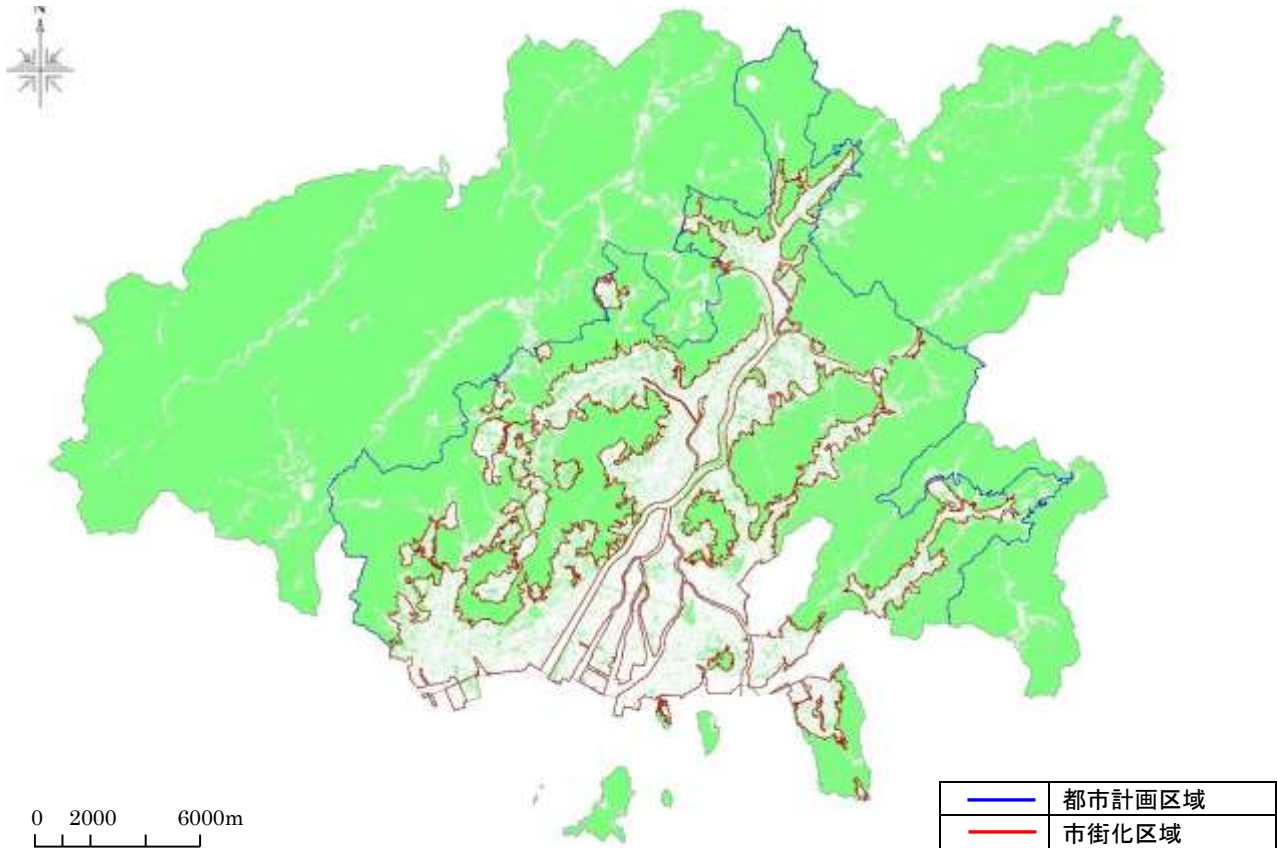
I	緑被地現況	1 5
II	緑の役割	1 6
III	積極的に保全すべき緑地抽出要件の説明	1 7
IV	緑地保全施策の取組体系	1 8
V	主な緑地保全制度の一覧	1 9

I 緑被地現況

市全域の緑被率※は78.8%、市街化区域内の緑被率は21.5%です。一方、都市再生緊急整備地域（広島都心地域）の緑被率は11.8%にとどまっています。

※緑被率とは、対象とする地域の面積に占める樹林や草地、農地などの植物によって覆われた緑地の面積の割合であり、平面的な緑の量を示すための指標です。

参考：図—1 緑被地現況図



参考：表—2 緑被地現況表

区分	市全域	都市計画区域			都市計画区域外	都市再生 緊急整備地域
		市街化区域	市街化調整区域	合計		
面積 (ha)	90,668	16,106	23,823	39,929	50,739	234
緑の面積 (ha)	71,454	3,457	20,663	24,120	47,331	27.5
割合 (%)	78.8	21.5	86.7	60.4	93.3	11.8

〈出典：広島市みどりの基本計画（2021-2030）〉

Ⅱ 緑の役割

緑は、潤いのある生活環境や良好な都市環境の形成など、多様な役割を持っています。また、近年、都市の課題解決のため、緑の持つ多様な機能を生かすことが期待されています。

「広島市みどりの基本計画（2021-2030）」では、緑の持つ主な役割を以下のとおり 7 つに整理しました。

(1) 地域固有の都市景観や歴史・文化の形成

都市を象徴する景観や地域を特徴付ける景観を形成し、その地域の歴史や文化、自然的資源の継承に寄与しています。平和記念公園や平和大通り、河岸緑地の緑は、本市の特徴的な景観を形成するとともに、被爆の惨状を乗り越えた復興の証としての意味を持っています。

(2) 地域のにぎわいづくりや観光の振興

イベントの開催や飲食、スポーツ観戦などの場として多くの人が集まる地域のにぎわいの拠点となるほか、都市を代表する観光資源が立地し、多くの観光客が訪れる観光振興の拠点となるなど、まちの活力の創出に寄与します。

(3) 都市の防災・減災

市街地の延焼防止に貢献するほか、災害時の避難地や生活必需品等物資の備蓄基地、災害時の消火・救助活動の拠点となるなど、都市の防災性の向上が図られます。

(4) 良好な環境の保全

豊かな自然環境の保全や食料供給の場ともなる農地の保全など、良好な環境を保全します。また、森林は水源かん養機能により洪水の緩和や水質の浄化などの働きをしています。

(5) 生物多様性の確保

互いに影響しながら直接的、間接的に支えあって共存している地球上の多様な生物に生息・生育環境を提供するとともに、生態系の種・遺伝子の多様性の確保の基盤となっています。

(6) 地球温暖化等の防止

温室効果ガスである二酸化炭素の吸収により地球温暖化の防止に大きな役割を果たすとともに、日射の遮断や蒸発散作用等による気温上昇の抑制によりヒートアイランド現象を緩和します。

(7) 地域コミュニティの形成

地域住民の交流・レクリエーション・子育て・スポーツの場となるほか、緑化講習会や公共空間での花壇づくりなど緑に関する活動を通じて地域コミュニティの形成を促進します。

〈出典：広島市みどりの基本計画（2021-2030）〉

Ⅲ 積極的に保全すべき緑地抽出要件の説明

●基本的な要件

① 永続性のない緑地

緑地保全に関する規制のない民間所有の緑地で、立地・経済条件次第で開発され消滅してしまう可能性がある緑地、つまり、永続性のない緑地を保全の対象とした。

② 傾斜度が30度未満の緑地

「広島県土地利用計画基礎調査報告書（広島県）」によれば、一般に、傾斜度が30度以上の緑地は、傾斜が急で宅地開発が困難であるとされており、その形態のまま維持されると考えられる。このため、傾斜度が30度未満の緑地を保全の対象とした。

なお、傾斜度が30度以上であっても、市街化区域内の小規模な島状の緑地（牛田山・二葉山・黄金山・己斐旭山・元字品）は、開発圧力が強いと考えられることから、保全の対象とした。

③ 面積が300㎡以上の緑地

都市緑地法の中で良好な緑地の確保と公園的機能の提供を目的とする「市民緑地」は、最低面積を300㎡と規定されているが、これは緑とオープンスペースとして機能を発揮できる面積として考えられているためである。したがって、緑地の抽出に当たっては、300㎡を最小単位とした。

●重要性の指標

都市緑地法に規定する「特別緑地保全地区」の指定要件である次に掲げる4つの指標のいずれかを満たす、良好な自然的環境を形成している緑地を保全の対象とした。

重要性の指標		左の要件に該当する緑地を特定させるための指標
①	公害又は災害の防止等のため必要な緩衝地帯として適切な位置、形態を有するもの	ア 市街地に接する背景林である緑地 イ 自動車専用道路から100m以内にある緑地であり、背後に住宅地がある緑地 ウ 工業地域・工業専用地域と住宅地の間にある緑地
②	神社、寺院等と一体となった文化的意義等を有するもの	ア 次のいずれかに該当する緑地 ・神社・寺院と一体をなしている緑地 ・建造物が文化財に指定されている社寺等周辺の緑地 ・埋蔵文化財がある緑地 ・史跡となっている緑地 ・天然記念物と一体となっている緑地 ・地域のシンボルになっている、地域の行事と関わりのある、又は民話や伝説、おとぎ話に登場する緑地 イ 「古路・古道調査報告書」「民間信仰調査報告書」「市史」「町史」に記載がある緑地
③	風致又は景観が優れているもの	ア 地域におけるアイストップとなっている緑地 イ 主要幹線道路から望んだ場合、周辺樹林地から独立して見ることができる緑地
④	動植物の生息地又は生育地として保全する必要があるもの	ア 次のいずれかに該当する緑地 ・特定植物群落調査報告書に記載がある緑地 ・都市美形成自然景観植生調査報告書に記載がある緑地 ・広島市希少生物調査報告書に記載がある緑地 イ 動植物の生息地又は生育地としての特性を持つ緑地 ウ 「広島市の生物（広島市）」における絶滅危惧種及び「広島県の絶滅のおそれのある野生生物（広島県）」における危急種の生息域である緑地 エ 植生が自然林、二次林の緑地

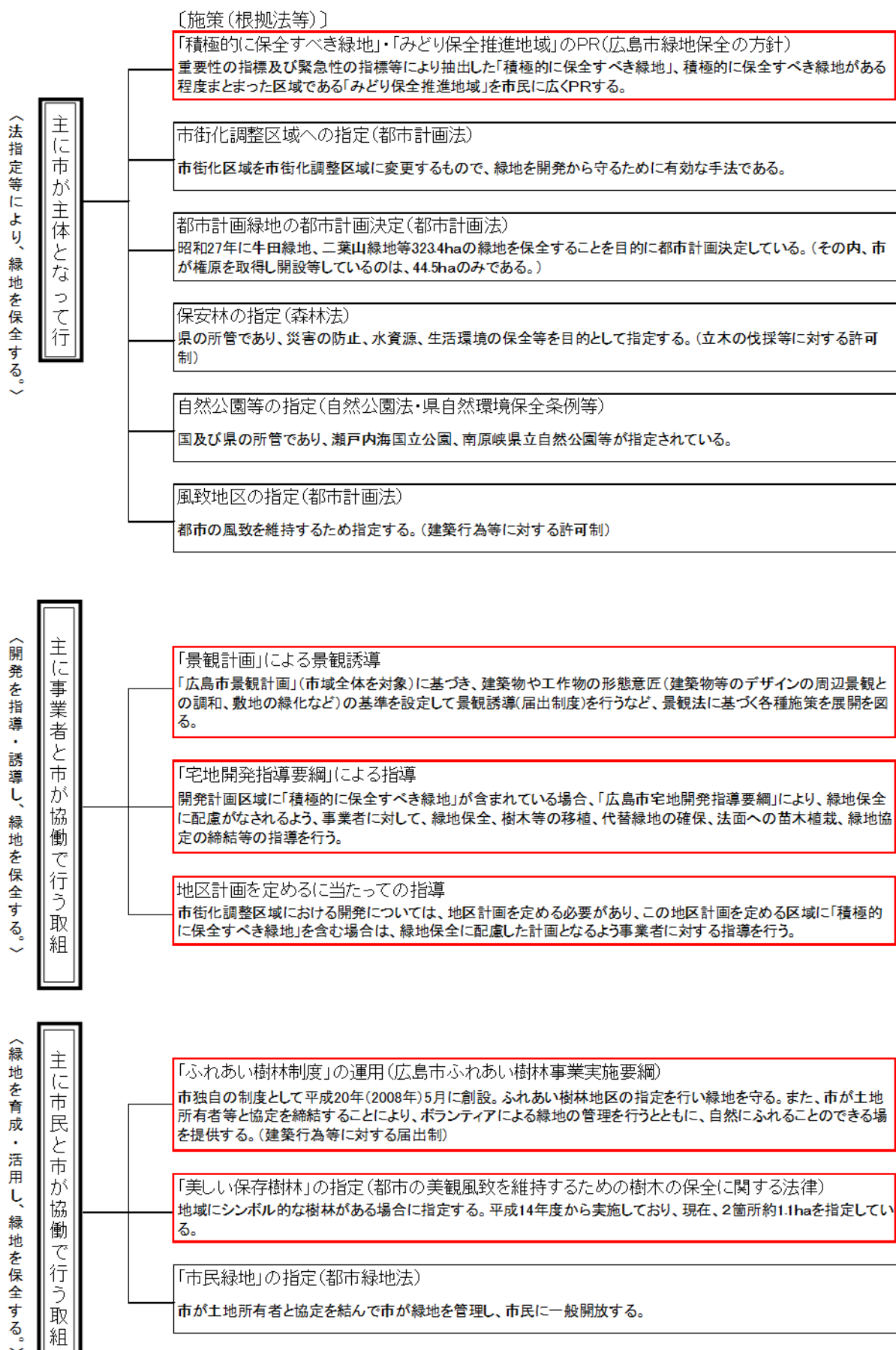
●緊急性の指標

① 市街化区域内の緑地又は市街化区域に隣接し、開発の可能性の高い市街化調整区域内の緑地

市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域であり、そこに位置する緑地は開発により消滅する可能性が高いため、緊急性の指標とした。また、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域であるが、資材置場、墓地、駐車場等の宅地造成は認められることから、特に市街化区域に隣接した市街化調整区域内の緑地は開発又は造成により消滅する可能性が高いため、緊急性の指標とした。

この市街化区域に隣接した市街化調整区域内の緑地を抽出するために、国勢調査の調査区を単位として、人口密度が4,000人/k㎡以上であり、かつ5,000人以上連なって人が住んでいる人口集中区域内にある緑地を対象とした。

IV 緑地保全施策の取組体系



注： は、重点的な取組

V 主な緑地保全制度の一覧

制度名		特別緑地保全地区	緑地保全地域	風致地区	保存樹・保存樹林	市民緑地
根拠法		都市緑地法	都市緑地法	都市計画法	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	都市緑地法
目的		都市における良好な自然的環境を有する緑地の保全を図る	都市における良好な自然的環境を有する緑地の保全を図る	都市の風致を維持する	都市の美観風致を維持する	良好な都市環境を確保するため、良好な緑地を保全し、住民の利用に供する
指定の要件等		都市計画区域内の緑地で、次のいずれかに該当する土地 ○無秩序な市街地化の防止、公害又は災害の防止等のために適切なもの ○伝統的又は文化的意義を有するもの ○次のいずれかに該当し、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を確保するため必要なもの ・風致又は景観が優れているもの ・動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があるもの	都市計画区域内の緑地で、次のいずれかに該当する相当規模の土地 ○無秩序な市街地化の防止又は公害若しくは災害の防止のため適正に保全する必要があるもの ○地域住民の健全な生活環境を確保するため適正に保全する必要があるもの	都市計画区域内で、次に該当する土地 ○季節に応ずる各種の風景地 ○公園、社寺苑、水辺、林間、その他公開憩楽地 ○史的又は郷土的意義のある土地 ○樹木に富める土地 ○眺望地 ○その他景観維持上必要な土地	都市計画区域内で、次のいずれかに該当し、健全で、かつ樹容が美観上特に優れている樹木や樹林 〈樹木〉 ○1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.5メートル以上であること ○高さが15メートル以上であること ○株立ちした樹木で、高さが3メートル以上であること ○攀登性樹木で、枝葉の面積が30平方メートル以上であること 〈樹木の集団〉 ○面積が500平方メートル以上であること ○長さが30メートル以上の生垣	都市計画区域内の300平方メートル以上の土地の所有者の申出に基づき、以下の事項を定めた市民緑地契約を締結する ○土地の区域 ○住民の利便のため必要な施設、緑地の保全に関連して必要な施設 ○管理の方法 ○管理期間(5年以上) ○違反した場合の措置
設置方法等		都市計画決定	都市計画決定	都市計画決定	市長の指定	土地所有者と市との契約の締結(5年以上)
行為制限		(許可) ・建築物の新増築 ・土地の形質の変更 ・木竹の伐採 ・水面の埋立て又は干拓	(届出) ・建築物の新増築 ・土地の形質の変更 ・木竹の伐採 ・水面の埋立て又は干拓	(許可) 建築物の新増築、土地の形質の変更、木竹の伐採等は、一定の基準を満たす場合に許可(一定の開発を前提)	(所有者の保存義務) 枯損の防止その他その保存に努める。	(契約内容のとおり)
管理主体		土地所有者(管理協定制度により一定の条件のもとに地方公共団体又は緑地管理機構が緑地の管理を行うことができる)	土地所有者(管理協定制度により一定の条件のもとに地方公共団体又は緑地管理機構が緑地の管理を行うことができる)	土地所有者	所有者	市(市民団体等へ管理を委託することは可能)
関係税制	固定資産税・都市計画税	・評価額の軽減(最高1/2) ・適宜軽減	控除なし	控除なし	控除なし	市に無償で貸し付ける場合は非課税
	所得税	譲渡所得について2,000万円控除	控除なし	控除なし	控除なし	控除なし
	法人税	譲渡対価と土地の価格の差額と2,000万円の小さい方を損金参入	控除なし	控除なし	控除なし	控除なし
	相続税	評価額概ね8割減	控除なし	控除なし	控除なし	評価額2割減(貸付期間が20年以上等の条件あり)
	地価税	非課税	控除なし	控除なし	控除なし	市に貸し付ける場合非課税
土地の買入れ		有	無	無	無	無